

○厚生労働省告示第三百十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三第一号を次のように改める。

一 削除

第三第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 削除

十四 削除

第三第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第三に次の一号を加える。

五十三 冠動脈又は末梢^{しやう}動脈に対するカテーテル治療におけるリールナルガードを用いた造影剤腎症の発症抑制療法 腎機能障害を有する冠動脈疾患（左室駆出率が三十パーセント以下のものを

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

除く。）又は末梢^{しよ}動脈疾患